

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する回答	
【陳情事項】	【回答】
<p><b>【1】</b></p> <p>①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。</p>	<p><b>【1】</b></p> <p>① 住民の福祉の増進を行財政運営の基本としている。</p>
<p>②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。</p>	<p>② 来年度の予算編成時の事業継続の必要性について検討する。</p>
<p>③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。</p>	<p>③ 納税者の立場にたち、不平等のないよう行政サービスの提供に努めます。</p>
<p><b>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</b></p> <p><b>1. 安心できる介護保障について</b></p> <p><b>(1) 介護保険について</b></p> <p>①低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。</p>	<p><b>【2】</b></p> <p>1</p> <p>(1)</p> <p>①風水害等により財産の著しい損害や、生計維持者の死亡等により収入金額が著しく減少した場合に減免申請することができる。制度変更の予定はない。</p>
<p>②低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。</p>	<p>③ 社会福祉法人利用者負担減免、介護保険利用者負担額助成制度があり、拡充予定はない。</p>
<p>③新基準による要介護認定について</p> <p>ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。</p> <p>イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。</p> <p>ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。</p>	<p>③</p> <p>ア. 認定調査時において、利用者や家族から日常の状況などをくわしく調査して適正な介護認定となるよう努める。</p> <p>イ. 介護認定申請時にパンフレット(説明書)を渡して制度説明を行っている。</p> <p>ウ. 国、県の研修、説明会の他に隣接市町村と協働で、研修会、検討会を実施する。</p>

<p>④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。</p>	<p>④現時点では施設整備の予定なし</p>
<p>⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>	<p>⑤県等が実施する人材確保関連事業に対し協力</p>
<p><b>(2) 高齢者福祉施策の充実について</b> ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。</p>	<p>(2) ①配食サービスは、偏りがちになりやすい高齢者世帯の食事の改善を支援するとともに安否確認を行うことを目的にしているため、現在の週2回で自己負担 300 円で実施。会食方式については実施予定なし。</p>
<p>②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。 ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援 イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充</p>	<p>② ア. 予定なし イ. 宅老所は 1 箇所町で運営、サロンについてはボランティアにより自主運営されており、社会福祉協議会が独自に支援を行っている。</p>
<p><b>(3) 障がい者控除の認定について</b> ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p>	<p>(3) ①身体障害者との均衡を考慮して、要介護 1 以上で主治医意見書の障害老人の日常生活自立度 A1以上としている。</p>
<p>②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p>	<p>②認定結果送付時に要介護 1 以上の方全員に制度説明書を送付。</p>

<p><b>2. 高齢者医療などの充実について</b></p> <p>①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。</p>	<p>①現在一色町では、75歳以上のひとり暮らし非課税者を対象としております。今のところ、対象を拡大する予定はありません。</p>
<p>②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。</p>	<p>②実施予定なし</p>
<p>③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。</p> <p>④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。</p>	<p>③資格証明書の発行は、高齢者の医療確保に関する法律第54条により、広域連合が交付することになっております。現在、対象者なし。</p> <p>④町としては県制度に準じて考えていく。</p> <p>⑤予定なし</p>
<p><b>3. 子育て支援について</b></p> <p>①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳から学齢前に入・通院とも無料、</li> <li>・小学1年から中学3年までは入院無料</li> <li>・中学卒業後18歳到達月までの入院は2/3助成(非課税世帯は全額助成)</li> <li>・小学1年から4年までの通院は2/3助成(非課税世帯は中学3年まで全額助成)</li> </ul>
<p>②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。</p>	<p>②平成21年4月より産前14回受診助成実施 産後の受診については予定なし。超音波検査については、35歳以上の方について1回助成</p>
<p>③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。</p>	<p>③予定なし</p>
<p>④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。</p>	<p>④就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.5倍以下の世帯であり、申請受付は各学校の他、町教育委員会事務局でも行っている。</p>

<p><b>4. 国保の改善について</b></p> <p>①保険料(税)について</p> <p>ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。</p> <p>イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。</p> <p>ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。</p> <p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>	<p>4.</p> <p>①</p> <p>ア. 現在の保険料は県下平均より低い状態であるが、国保の財政状況を考慮し必要であれば基金繰入や保険料の改定を行う。</p> <p>イ. 税の公平性の観点から法に基づき全ての被保険者に均等に賦課する</p> <p>ウ. 実施予定なし</p> <p>エ. 変更予定なし</p>
<p>②保険料(税)滞納者への対応について</p> <p>ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子供については、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p> <p>イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。</p> <p>ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p>	<p>② 特別の事由が無いのに1年以上納付しないのは公平性の観点から問題である。ただし、資格証明書の発行については個々の実情を調査の上、資格審査会での審査を経て慎重に対応している。</p> <p>ア 低所得者と考えられる税の軽減世帯に対しては短期保険証を発行している。また、義務教育終了前の子供には全て保険証を届けている。</p> <p>イ 資格証明でなく短期保険証を交付している。短期保険証で医療機関で受診した場合本人に不利になることはないと考えます。</p> <p>ウ 生活実態を無視した徴収や差し押さえはしない。</p>
<p>③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。</p>	<p>③現在減免規定なし、財政負担の増加や保険税負担の増加に係ることであるので慎重に考えていきたい。</p>

<p><b>5. 障がい者施策の充実について</b></p> <p>①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。</p>	<p>5.</p> <p>①実施予定なし</p>
<p>②市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）の利用料をなくして下さい。</p>	<p>②地域活動対策センターについては現時点では利用者負担なし、その他については実施予定なし。</p>
<p>③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。</p>	<p>③実施予定なし。</p>
<p><b>6. 健診事業について</b></p> <p>①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。</p>	<p>6.</p> <p>①基本検診、肺がん、歯周疾患については自己負担なし、65歳以上については指定医療機関による個別検診も実施</p>
<p>②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。</p>	<p>②16歳から39歳までの健康診査も自己負担なしで実施</p>
<p>②歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください</p>	<p>②年1回20歳以上の希望者に実施</p>
<p><b>7. 生活保護について</b></p> <p>①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。</p>	<p>①保護が必要な人には県との連携により早期の保護費の支給に心掛けている。</p>
<p>②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。</p>	<p>②申請を拒否することはない。</p>
<p>③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。</p>	<p>③県との連携により課全体で対応するようにしている。</p>

**【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書・要望書**

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。
- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
- ⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

**【3】**

1. 提出予定なし

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

2. 提出予定なし

## 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

3. 提出予定なし